

平成 24 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 G C A サ ヴ ィ ア ン グ ル ー プ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 渡辺 章博
(コード番号:2174 東証マザーズ)
問合せ先 I R 室 リ ー ダ ー 加 藤 雅 也
(TEL. 0 3 - 6 2 1 2 - 7 1 0 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 24 年 2 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 3 月 28 日開催予定の当社第 4 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社の経営体制における柔軟性を確保するため実施するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(代表取締役及びCEO) 第 19 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 <u>2 取締役会は、その決議によって代表取締役の中からCEOを 1 名選定する。</u>	(代表取締役) 第 19 条 (現行どおり) 2 (削 除)
(取締役会の招集者及び議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた代表取締役兼CEOがこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集者及び議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
(取締役会の決議) 第 22 条 取締役会の決議は、取締役の 3 分の 2 以上が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。 2 前項の規定に拘らず、①重要な若しくは全部の事業若しくは資産の処分、②合併、会社分割、株式交換又は株式移転、③子会社の処分、 <u>④CEOの選定、又は、⑤剰余金の配当については、</u> 取締役会の決議は、取締役の 5 分の 4 以上が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。	(取締役会の決議) 第 22 条 (現行どおり) 2 前項の規定に拘らず、①重要な若しくは全部の事業若しくは資産の処分、②合併、会社分割、株式交換又は株式移転、③子会社の処分、 <u>又は、④剰余金の配当については、</u> 取締役会の決議は、取締役の 5 分の 4 以上が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。

3. 効力発生予定日

平成 24 年 3 月 28 日 (株主総会開催予定日)

以 上